

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日

施設名	高松市塩江奥の湯公園		
指定管理者	株式会社 四国にぎわいネットワーク	施設所管課等	創造都市推進局 観光交流課
指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日(5年間)	公募・非公募の別	公募
所在地	高松市塩江町上西甲2131番地2	業務の概要	1 高松市塩江奥の湯公園の運営業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 施設の使用申請に対する許可及び取消し等に関する業務 4 施設利用の促進に関する業務 5 その他施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務
施設の概要	【施設】 木造藁葺造(塩江奥の湯公園) 【職員の状況】 正社員5名 契約社員1名 パート13名 【開館(場)時間】 4月1日～10月31日(塩江奥の湯公園)		

	項目名	平成28年度	平成27年度	項目名	平成28年度	平成27年度
利用状況等	施設利用者数	903 人	1,166 人			
収支状況等	施設利用料・事業収入	52,421 千円	64,543 千円	人件費	34,431 千円	39,562 千円
	指定管理料	28,000 千円	28,000 千円	維持管理費(物件費)	44,292 千円	49,616 千円
	計	80,421 千円	92,543 千円	計	78,723 千円	89,178 千円

評価基準	評価項目		指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮		
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮	「高松市奥の湯温泉条例」、「高松市塩江奥の湯公園条例」等関係法令に基づき、施設の維持管理及び運営を行った。食品衛生管理・防犯指導・防災研修・避難訓練を定期的に行うことで従業員の意識向上を図った。節電・節水を常に心がけ、環境配慮への取組を行った。	A
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性	②平等な利用の確保	高松市が示す管理基準については、その都度高松市のご指導をいただきながら、その遂行に努めた。毎月1回の定例会議に管理職が出席し、管理運営に関する情報の共有を図った。会議での決定事項は、即現場にフィードバックし、運営に生かした。利用者のご希望に応じ、管理棟の利用がないときは休憩所として使っていただくなど、利用機会の確保に努めた。	A
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策	②広報・PR対策	温泉とセットにした企画を行い、広報活動を行った。また、HPやリクルート社の「じゃらん」を通じた予約など、インターネットでの情報発信にも引き続き取り組んだ。「キャンプ」「バーベキュー」での利用に促われず、自由な散策などを通じて、公園の自然を楽しんでいただけた。利用者からの相談やクレームについては、真摯に対応し、大きな問題は発生していない。	A
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等	②教育・研修	従業員の高齢化が一層すすみ、労働時間の短縮や勤務日数の軽減の希望が多く、労働力確保が常に課題となっていた。定期的な清掃・管理業務には温泉の業務の隙間時間に取り組むなど、勤務体制の工夫を凝らした。従業員教育については月1回の会議の他、毎日の朝礼や日々の声掛けなどを通じて行った。「奥の湯らしいおもてなし」を目指し、各自が接遇に工夫を凝らした。損害保険は施設規模に合わせた内容に引き続き加入している。	B
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費	②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点	奥の湯温泉との一体管理を通じ、黒字で終わることができた。ハード面の課題として、時代に合った施設ではないため、キャンプ場としてお客様の選択肢に入っていない現実を痛感した。会計制度は諸基準に基づき適正に実施している。	B

総合評価コメント	総合評価
施設の管理条例や各種のマニュアルを遵守し、安全管理など、施設管理は適切に行われている。施設の老朽化が進むなか、清掃や施設管理に注力しており、インターネットによる県外客の口コミでも、施設に対する評価は悪くない。地域性が原因の慢性的な人員不足に加え、一体的に管理していた奥の湯温泉の閉館が決定した際は、従業員のモチベーションの低下も懸念されたが、閉館日まで限られた人員で創意工夫を凝らしながら運営し、指定管理期間を適正に全うしたことは評価できる。	B